

○電気工事業廃止届出について

この届出は、青森県内で電気工事業を営んでいる者が、電気工事業を廃止する場合に届出するものです。

1 手続き方法

届出書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、郵送又は持参により届出してください。

(1)登録事業者の場合は、電気工事業廃止届出書(11条関係)に交付を受けている「登録電気事業者登録証」を添付して提出してください。

(2)届出事業者(建設業の許可を受けている者)の場合は、電気事業廃止届出書(34条関係)を提出してください。

手数料は無料です。

※ 上記に関する届出を郵送で行う場合は、簡易書留等、発送や受領が確認できる郵送方法をお願いします。

(※ご不明な点については、消防保安課産業保安グループにお問い合わせください。)

◆郵送先・お問い合わせ先

住所: 〒030-8570 青森市長島1丁目-1-1

窓口: 青森県危機管理局消防保安課 産業保安グループ

電話番号 017-734-9392 FAX 番号 017-722-4867

メールアドレス shobohoan@pref.aomori.lg.jp